

厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（案）の概要

1. 改正の趣旨

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給額の算定に当たっては、医療費支給認定保護者の家計の負担能力や小児慢性特定疾病児童等の治療の状況又は身体の状態等を斟酌して政令で定める額（以下「負担上限月額」という。）を控除することとされている。
児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 22 条第 1 項に基づき、小児慢性特定疾病による身体の状態若しくは小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものについては、負担上限月額を軽減することとしており、「厚生労働大臣が定める者」（平成 26 年厚生労働省告示第 462 号。以下「告示」という。）において規定している。
- 告示の規定の一部は、身体障害福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）における判定基準を参照しているところ、今般、最新の医学的知見等を踏まえて「視覚障害の認定基準に関する検討会」において審議された結果、等級表における視覚障害の判定基準について見直すこととされた。これを踏まえ、今般、同基準を参照して規定された告示においても、同様の改正を行う。

2. 改正の内容

- 現行の告示第 2 号イの表眼の項中「両眼の視力の和が〇・〇四」という基準は、等級表に当てはめると障害等級第 2 級以上に該当する者を指しているところ、等級表の改正に伴い、これまでと同様障害等級第 2 級以上に該当する者と同等の者を指すように、告示を改正する。
具体的には、第 2 号イの表眼の項中「両眼の視力の和が〇・〇四のもの」を「視力の良い方の眼の視力が〇・〇三のもの又は視力の良い方の眼の視力が〇・〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの」に改める。

3. 根拠法令

児童福祉法施行令第22条第 1 項第 2 号ロ

4. 告示日等

告 示 日：平成30年 6 月下旬（予定）

適用期日：平成30年 7 月 1 日（予定）

※身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行期日と同日。